

# 地方行政サービス改革の取組状況等(平成31年4月1日現在)

自治体コード	都道府県名	市区町村名	類似団体区分
152242	新潟県	佐渡市	都市 II-1

## (1)民間委託

	直営(※)	今後の対応方針【直営(※)を選択した団体のみ回答】	【参考】	
			類似団体委託率	全国(市区町村分)委託率
本庁舎の清掃			100.0%	99.5%
本庁舎の夜間警備			98.5%	98.6%
案内・受付			96.6%	91.4%
電話交換			95.5%	94.1%
公用車運転			83.1%	87.6%
し尿収集			100.0%	98.0%
一般ごみ収集			97.0%	97.3%
学校給食(調理)	○	令和2年度からのアウトソーシング実施に向けた事務処理を行う。	73.5%	69.7%
学校給食(運搬)			96.6%	90.7%
学校用務員事務	○	人件費等の経費削減が望めなくアウトソーシングによる費用対効果が見込めないことから、今後も直営とする。	36.0%	35.6%
水道メーター検針			100.0%	98.9%
道路維持補修・清掃等			97.1%	97.1%
ホームヘルパー派遣			100.0%	99.0%
在宅配食サービス			100.0%	99.9%
情報処理・庁内情報システム維持			100.0%	99.6%
ホームページ作成・運営			96.6%	97.2%
調査・集計			92.9%	96.2%

※平成31年4月1日現在において、直営で専任職員を置いている団体

## (3)窓口業務

**総合窓口の設置**

設置状況	設置予定	→	予定時期	令和2年度
------	------	---	------	-------

**BPRの手法を用いた業務分析**

取組状況	→	業務改革効果
------	---	--------

**窓口業務の民間委託**

委託状況	委託有
------	-----

【参考】

類似団体		全国(市区町村分)	
総合窓口設置率	委託率	総合窓口設置率	委託率
15.9%	39.1%	13.2%	23.6%

## (4)庶務業務の集約化

**実施状況**

実施済	委託予定	→	業務改革効果
-----	------	---	--------

**BPRの手法を用いた業務分析**

取組状況	→	業務改革効果
------	---	--------

**対象部局**

首長部局	企業局	教育委員会	その他	給与	旅費	福利厚生	財務会計
○		○					○

**対象業務**

類似団体		全国(市区町村分)	
実施率	委託率	実施率	委託率
42.0%	7.2%	28.9%	3.2%

「実施予定無し」及び「首長部局未設置団体」は「未実施の理由」を、「実施予定あり」の団体は「実施予定時期」を記述してください。  
【人口が5万人未満の団体は回答不要】

## (2)指定管理者制度等の導入

	公の施設数	制度導入施設数	導入率	前年度以降、導入が進んでいない理由	自治体職員常駐施設数	自治体職員を常駐で配置している事に対する考え方	【参考】	
							類似団体導入率	全国(市区町村分)導入率
体育館	11	3	27.3%	議会等で指定管理者指定の否決となったこともあり、慎重に対応したい。	3	体育館のうち利用頻度が高く、指定管理者の応募が期待できる施設を指定管理としたいが、議会等で指定管理者指定の否決となったこともあり、慎重に対応したい。	43.3%	39.8%
競技場(野球場、テニスコート等)	30	7	23.3%	屋外施設のため、通年営業ができず、指定管理料が少額になるため、応募が見込めない。	0		46.6%	47.6%
プール	5	1	20.0%	屋外プールのため、営業期間が夏季に限定され、指定管理料が少額になるため、応募が見込めない。	4	屋外プールのため、営業期間が夏季に限定され、指定管理料が少額になるため、応募が見込めない。	48.3%	50.2%
海水浴場	7	0	0.0%		0		11.6%	13.6%
宿泊休業施設(ホテル、旅館等)	3	2	66.7%	うち1施設については、令和元年度の指定管理者導入を予定している。	1	1施設はトキ野生復帰の拠点施設として業務をおこなっているため職員を常駐している。	80.9%	86.5%
休業施設(公民館、海山の家等)	3	0	0.0%	公共浴場施設について、財産処分条件をクリアするため指定管理から直営に変更	1	財産処分条件をクリアするためには自治体職員を配置し、直営で運営する必要が生じたため。	84.7%	76.0%
キャンプ場等	3	2	66.7%		0		71.6%	58.1%
産業情報提供施設	6	2	33.3%	うち1施設については企業施設を目的とした施設であり、空室も残ることから、現時点において、指定管理者制度の導入は検討していない。	0		77.5%	75.0%
展示場施設、見本市施設	1	0	0.0%	施設の利用について、新たな利用方針が検討されていることから、施設活用の報告制が明確になってから指定管理の検討を行う。	1	施設の利用について、新たな利用方針が検討されていることから、施設活用の報告制が明確になってから指定管理の検討を行う。	60.0%	64.2%
開放型研究施設等	0	0			0		50.0%	52.0%
大規模公園	0	0			0		44.6%	42.6%
公営住宅	67	0	0.0%	市内全域広範囲に点在し老朽化が進んでおり、長寿命化計画を策定し継続も含め再配置を進めている段階であり、費用対効果の面から現時点では検討していない。	0		23.8%	14.3%
駐車場	11	0	0.0%	常駐する職員を必要としないため人件費が抑えられ毎年一定の収益がある。また、一部駐車場については確保されていない。他施設の併帯施設として利用されている等の理由から現時点で指定管理は検討していない。	0		29.1%	38.0%
大規模遊園、斎場等	3	0	0.0%	火葬場の設備更新及び施設維持管理を民間事業者に長期継続契約することにより、コストの削減及び効率的な運営が図られている。また、長期継続契約を締結しているため。(平成20年7月～令和2年6月)	0		35.6%	21.8%
図書館	10	0	0.0%	直営で運営すべき施設と判断したため。	10	「タブレット端末」を実施したが、指定管理者制度導入には定型的な意義のみで、応募を予定する企業もなかった。また、別に開催した意見交換会でも市民責任をもって応募を確保することの強い意見もあり、直営管理が望ましいと判断した。	13.1%	19.4%
博物館(歴史館、資料館、歴史館、動物園)	13	0	0.0%	トキ野生復帰の拠点施設として、飼育に当たっては環境省に対し計画書を提出して許可されているもので、指定管理者制度とはなじまない。	6	トキ野生復帰の拠点施設は、来園者が年間20万人いる。トラブル等に速やかに対応する必要から職員が常駐している。	29.4%	27.8%
公民館、市民会館	10	0	0.0%	公民館活動を推進するためには市民職員が常駐していることが必要であるため。	8	公民館活動を推進するためには市民職員が常駐していることが必要であるため。	17.5%	23.0%
文化会館	2	0	0.0%	現在、施設統廃合の計画があり、2施設のうち1施設を廃止した後、指定管理者制度の導入を検討している。	1	現在、施設統廃合の計画があり、2施設のうち1施設を廃止した後、指定管理者制度の導入を検討している。	51.3%	51.8%
合宿所、研修所等(青少年の家を含む)	3	2	66.7%	現在、1施設が休館中であり、今後の活用について検討中のため。	0		54.3%	48.0%
特別養護老人ホーム	1	0	0.0%	民間譲渡を含め、今後の施設運営を検討している。	1	民間譲渡を含め、今後の施設運営を検討している。	88.2%	73.5%
介護支援センター	8	0	0.0%	指定管理者制度に適さない施設のため、引き続き直営の方針である。	1	地域包括ケアシステム構築に向け、1施設を直営で運営している。	62.5%	50.4%
福祉・保健センター	6	2	33.3%	地域住民に密着した総合的な保健福祉事業のための運営が妥当と考えている。	0		55.9%	53.2%
児童クラブ、学童館等	15	0	0.0%	アウトソーシングを検討しており、指定管理導入は考えていない。	15	児童館2箇所と児童クラブは学校施設内、保養園施設内、支庁庁舎内、体育館内併設で1箇所開設しており、施設の利用者対応及び管理のため職員が常駐し管理運営している。	24.2%	23.0%

## (5)自治体情報システムのクラウド化

**実施済**

実施済	→	実施時期	令和2年度
-----	---	------	-------

**実施予定**

実施予定	○	→	実施時期	令和2年度
------	---	---	------	-------

**検討中**

検討中	→	検討状況
-----	---	------

**未実施**

未実施	→	実施しない理由
-----	---	---------

**【参考】**

類似団体		全国	
実施率(類似団体)	実施率	実施率	実施率
自治体クラウド	17.4%	自治体クラウド	28.9%
単独クラウド	37.7%	単独クラウド	39.4%

## (6)公共施設等総合管理計画

**策定済**

策定済	○	→	策定時期	令和2年度
-----	---	---	------	-------

**策定予定**

策定予定	○	→	策定時期	令和2年度
------	---	---	------	-------

**【参考】**

類似団体		全国(市区町村分)	
策定割合	策定割合	策定割合	策定割合
100.0%	99.8%		

## (7)地方会計の整備

**統一的な基準による財務書類の作成状況(一般会計等財務書類)**

作成済	○	→	作成完了予定年度	令和2年度
-----	---	---	----------	-------

**【参考】**

類似団体		全国(市区町村分)	
作成割合	作成割合	作成割合	作成割合
100.0%	94.8%		

(注1)統一的な基準による地方会計については、原則として平成27年度から平成29年度までの3年間で整備するよう要請されているが、当該調査における「作成済み」は、平成27年度から平成29年度までのいずれかの決算に係る財務書類を作成した団体をいう。